

J U大分運営細則

1. 出品車両について

(1) 出品車両の評価基準

中商連オートオークション検査基準で行います。

評価点の無い0円売切りコーナーは基本ノー検査・ノークレームですので、予めご了承ください。尚、評価点に「アメ」が付されている場合は雨天時検査により評価しづらい車両となっております。

(2) 調整について

出品店は、出品車両のスタート価格及び希望価格（指値）を記入して下さい。

セリ時不在の場合は、希望価格（指値）の3万円下より調整人が売切り決定をできるものとします。

(3) リサイクル料金について

出品申込書に金額を記載の場合のみ精算致します。

記入額と実際のリサイクル料金に差異が生じた時は減額の場合のみ書類到着後、訂正処理致します。

(4) 書類の有効期限について

書類の有効期限は、原則としてAA開催日の翌月末迄有することとします。但し、それに満たなくてもAA開催日を含み20日以上の有効期限であれば名変期限として出品申込書に記載する事ができます。（AA開催日書類提出必須）

2. 落札車両について

(1) AA翌週水曜（AA当日含む8日）までに搬出もしくはAAに出品されない場合は 残留車1台につき普通セリ出品料と同額をペナルティとして請求させていただきます。

（搬出時間：平日9時～17時）

(2) 名義変更期限

名義変更の期限は落札日の翌月末までです。

名変コピー（完了証明等）提出の期限は終了月の翌5日までです。

但し、抹消登録の場合、登録事項証明等のコピーを抹消日の月末までに提出するものとし、期限を過ぎた場合、落札店は自動車税還付金額相当分を負担するものとします。

名変コピー到着の有無を商組にご確認下さい。

3. 自動車税の取り扱いについて

(1) 落札自動車ナンバー付の場合、AA開催日の翌月から年度末迄の自動車税未経過相当額を預り金として落札店から預かり、落札自動車の登録結果により預り金の清算を行います。

軽自動車は自動車税相当額として15,000円を落札店から預かります。

尚、3月開催分は翌年度1年間分の自動車税となります。

JU大分は、落札店から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預り金の清算をAA開催日前の金曜日に締めて翌AAの計算書にて計上します。

① 移転登録の場合

原則として預り金の全額を出品店に清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します。

② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は預り金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預り金のうち1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に清算します。

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合

落札店から抹消登録した当月末迄に登録事項証明コピーの提出等があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます。

④ 軽自動車について

開催年度内の軽自動車税は出品店負担とします。また年度内に名義変更された場合は預り金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

4.クレームについて

中商連オートオークション統ルール及び九州ブロックオートオークション運営細則を基に裁定致します。

但し、「落札価格20万円未満車両」並びに「0円売切りコーナー」は原則ノークレームとしますが、以下の場合には通常クレーム受付として取扱います。

① 出品申込書の記載相違事項。

② 冠水車、消火剤散布跡車、接合者、盗難車、メーター疑義車（故障除く）。

③ 書類上でしか判明しない事項。

④ その他主催商組が判断した場合。

5.後商談申込みについて

(1) 最終応札金額+1万円以上からの受付を基本と致します。但しノーコールの場合は、スタート金額を最終応札とみなします。

(2) セリ終了後10台経過までは、最終応札者を優先します。その後は、先着順での受付となります。申込みは規定の用紙をご利用下さい。

(申込みは1台につき1回です)

(3) 受付時間は、該当車両セリ終了後60分までとします。

(4) 申込み店へ出品店の希望金額を連絡後、10分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとみなします。

6.不在入札について

不在入札と応札が同額の場合は、不在入札（先着順）が優先され1ポス競り上がりま
すので、予め考慮しての入札をお願い致します。

7.下見代行サービスは行っていません。

8.プライバシーポリシーについては、J U中商連の内容を基本と致します。

本細則はJ U大分決議事項に伴い更新されます旨を予めご了承ください。

大分県中古自動車販売商工組合